

## REVIEW ESSAY

信田さよ子, 2008

『加害者は変わるか？— DV と虐待をみつめながら』  
筑摩書房.



### 『当事者性』の再構築

——定義をめぐるポリティクス——

熱田 敬子

#### 1 家庭の暴力における「当事者性」- 本書の内容と意義

『加害者は変わるか？ - DV と虐待をみつめながら -』は、原宿カウンセリングセンターの所長として、またカウンセラーとして、DV や虐待の問題に取りくんできた信田さよ子氏（以下、信田とする）が、ちくま書房の広報マガジン・Web ちくまに連載したエッセイをまとめたものだ。本書の出発点は、「被害者に必要なことは加害者から逃げることだ」（p.26）という、カウンセリングや援助の現場に普及し、常識となったといえる方針への著者の違和感である。

被害者／加害者ということばを家庭の暴力に当てはめることには、これまで「しつけ」や「喧嘩」という言葉で覆い隠されていた暴力を、暴力として名指す一定の効果があつた。その結果、DV・虐待の防止法が制定され、家族における暴力が暴力としてようやく認められたとい

える。他方で、こうした法律は、接近禁止などのかたちで加害者から遠ざける以上の被害者の保護対策を示さず、加害者対策は（すくなくとも公的な制度としては）手つかずのままと言っている。同時に、刑法では家庭内の暴力について刑事罰をもとめることも、家庭内の暴力から死亡に至ってしまった事例などを除いてあいかわらず難しい現状がある。この不十分さは、援助の現場で多くの援助者たちが感じており、民間の加害者プログラムがたちあげられるきっかけとなっている。

だが、そこで援助者が、そしてわれわれが行き当たるのが、ではどのような法と制度を求め、どのように加害者に接するべきなのかという問題である。信田が、秋田の児童殺害事件を例にあげてのべたように、虐待死という極限の事例では、加害者が「悪」とされ厳罰化がしばしば叫ばれる。しかし、加害者を厳しく罰することだけをもとめていくことが被害者の保護のための最上の策なのか。親密な関係における暴力で

は、永久に加害者から逃げつづけるということがむずかしい場合もある。また、この方針が前提するような、加害者 - 被害者という概念はDV や虐待の問題化に大きな役割を果たしてきたが、同時に DV や虐待の原因を直接暴力をふるった「加害者」に限定してしまうことで、その背後に存在する、制度的、社会的問題を不可視化してしまう側面がある。

信田はこの問いに、「加害者」の重層性を明らかにすることで答えていく。信田の言う重層性には、二つの意味がある。一つ目は、一人の加害者の影には、傍観や無視、無関心により、加害を後押しするべつに加害者がいるという意味で。二つ目は、ある加害者が、より強い権力を持っている者に対しては、自身も被害者であることがあるという、加害 - 被害の重層性という意味で。そこで参照されるのは、被虐待経験を持ちながらサバイバルしてきた女性たちのグループ・カウンセリング、DV 被害者のグループ・カウンセリング、DV 加害者の教育プログラムという、それぞれ異なる位相で、言わば家族の暴力と総体的にむきあってきた信田の経験である。

本書の構成は、上述の問題意識を冒頭に置き、虐待、機能不全家族へ適応したアダルト・チルドレン（以下AC）、DV とDV の加害者、そしてこれらの問題の背後に横たわる性暴力について、加害者はいかにして加害者になったのかが章ごとに考察される。加害者プログラムの必要性を感じはじめている DV や虐待の援助者たちへ、信田は再構成したそれぞれのカウンセリング事例をもとに、どのように加害者に向きあうべきかという実践を示した。そして本書の末尾において、こうした実践を個々人の自助努力に任せるしかない現状を批判し、加害者の責任

をどのような法と制度で問うべきかという答えを、カウンセリングの現場から立ち上げることが試みられ、結論にかえられている。

そこで、本書評の目的は、この信田の著書を、従来の被害者概念の限界の指摘と、「当事者性」という二点から読み解くことにある。信田が、「加害者は変われるか？」という問いに答えるために本書で使ったキーワードが「当事者性」だ。以前の著書で、「当事者性」の欠如を日本のDV・虐待における最大の問題とした信田は（信田2002:72）、本書で「当事者性」の所在を直接の暴力の被害者・加害者だけに限ることをやめ、考察を一步すすめたように見える。

「当事者」が行為遂行的にたちあげられるものであるという『当事者主権』（中西・上野2003）の定義があらわれてから、「である」当事者と「なる」当事者の間の関係や、連携が議論されている現在（第3節参照）、本書を社会的に考察する意味も、ここにある。本論文ではエッセイという文体をとっているために、信田の本の中ではやや分散され、個々にあまり煮詰められないままになってしまっている「被害者／加害者」と、「当事者性」の概念を再構成し、そのうえで批判的に検討することをめざす。

なお、本書は、家族領域の中での加害と被害の連鎖をあつかっているが、信田は本書と前後して『母が重くてたまらない-墓守娘の嘆き』（信田2008b）という、母が娘に及ぼす支配と抑圧を扱った本を上梓している。本書では、子ども間のジェンダーによる違い（娘と息子の違い）には触れられていないが、『母が重くてたまらない』によれば娘は家族内で最も弱い立場におかれ、容易に母の被害者になりうる者である。このため、夫 - 妻／母 - 子（ことに娘）という、強いものから弱いものへの家庭内の抑圧委譲の

総体を見るために、本書を読むうえで適宜『母が重くてたまらない』を参照してゆくこととする。

## 2 被害者／加害者

### 2-1 被害者概念の限界

本書を読んで明らかになることは、まず、「被害者」／「加害者」という二項対立的な概念の限界である。本節では、信田の被害者概念についての考察を、過去の著作を参照しながら再構成した上で、それがこれまで考えられてきた「被害者」概念の効果に一定の再考をもとめるものであることを示す。

これまで、1960年代以降のウーマン・リブ／フェミニズムは、性被害や強姦、軍隊の「慰安婦」制度などにおいて「被害者化」という劇的なパラダイム転換をひきおこし、それを積極的に利用してきた。「被害者の『恥』から加害者の『罪』へ」（上野 1998:102）という、この画期的な転換は、二つの効果を持っていた。被害者とされた者の免責と正当化、そして加害の責任追及である。被害者たちは、被害者化によって、被害にあった自分は、恥ずかしい、悪い人間だという自己否定から、起きたことに自分は責任がなかった、責任を負うべきは加害者だという認識の変化を得た。そして、従来見過ごされてきた行為を責任追及がされるべき「被害」として認定することで、同時に責任主体としての加害者が構築される。

以上のような被害者概念は、口をつぐんでいた被害者たちに自らの被害経験を語ることを可能にし、加害者への償いを求める行動を起こさせるエンパワメントとしての効果をもってきた。この有効性は現在広く共有されており、本

書中で信田も AC の事例に触れ、「自分のせいだ」と考えることでしか世界を秩序立てることができなかった人々にとって、「あなたに責任はない」と免責されることが「世界が違って見えた」「謎が解けた」などと表現されるほどの認識の転換にいたっていることを示している。(p.87)

しかし、その上で信田は、次のように述べて、家族の暴力において単純な被害者化のみをおこなうことに、一定の留保をおいた。

DV や虐待は、加害と被害の境目にはっきりとした一線を引くことが難しい。子供の立場からすれば、庇護者であるはずの母親たちがしばしば加害者でもあるからだ。この不分明であいまいな関係、愛憎絡まりあう混沌とした関係こそが、家族における加害・被害の特徴である。それをあらわすには、加害者を極悪非道と断罪せずにその実像をできるだけ具体的に叙述するのが一番いいだろう。

本書において、私はできるだけ割り切れなさ、境界の曖昧さにこだわろうと思った。加害・被害を悪と善とに分割するような、二極対立的な内容にはしたくなかった。加害者と被害者は紙一重の場合があるのだから。(p.13)

本書では、ときおり混ざり合うように見える書き方がされており、それが本書の読みにくさにもつながっているのだが、ここでは二つのことが言われているので少し整理しておきたい。一つは、加害者が同時に庇護者でもあるという、愛憎絡まりあう関係。そしてもう一つは、「加害者と被害者は紙一重」であるということだ。加害者と庇護者が同じ人間であるという前者の構造は、理解しやすい。加害も庇護も、相手よ

りもはるかに強い力をもった強者にしかできないのだから。しかし、それは、「加害者と被害者は紙一重」であることを意味しない。

「加害者と被害者は紙一重」という言葉からは、この強者と弱者の立場が、いつかすりりに入れ替わるような、そんな印象を受ける。それは、一体どんなときなのだろう。DVを受けている妻も、ある意味では加害者だという、共依存のような話なのか？ 被害者にも責任はあるという、これまで性被害などの申し立てに際して繰り返されてきた反論と、「加害者と被害者は紙一重」という主張はどこが違うのか？ しかし、信田は、DV や虐待の被害者に責任はないと再三強調している。

この疑問への答えは、信田による加害者たちの描写をみることによって見えてくる。信田はDV 加害者たちの教育プログラムの実施経験から、「加害者は被害者意識に満ちている」(p.156) という。

妻のせいで来させられた、本当に悪いのは自分ではなく妻である、むしろ自分こそ被害者である……DV 加害者プログラムに参加している彼らが無言のうちに発しているのは、そのような被害者意識と、それを承認してほしいという要求である。(p.157 - 158)

ここでDV の加害男性たちがもともとめているのは、みずからの正当性の承認だといえよう。DV 自体も同じように、「まるで裁判官のように」、自分の判断のみを正しいとする彼らの姿勢がうみだしており、一見暴言や暴力にみえない行為や発言がDV となるのはこの一方的な正義による。したがって、被害者が自分たちの状況をDV と認定した時に起きるのは、「正義の

闘争」(p.148) である。加害者のかかげる正当性と、被害者の正当性がぶつかりあう。そして、加害者もまた多くの場合かつて自分自身の親など、別の強者によって暴力をふるわれた、被害者でもあるのだ。(p.161) 彼らに自らの加害性をみとめさせるためには、彼らの親の暴力に対する彼ら自身の被害者性の承認が不可欠だが、それはしばしば、自らの正当性を盾にDV までをも正当化させる危険を伴う。

親からの虐待被害に対して彼らはイノセントであるが、プログラムでそれを許容されることは、その足で自宅に帰った後に妻への暴力再発につながる危険性もある。自分の被害者性が承認されることは彼らの正当性とイノセンスを意味し、おそらくこれまでの人生で初めての経験だったからこそ、はげしい怒りや高揚感を生み出す。(p.159)

ここまで読んだ時に、私たちはもう一度「被害者化」について考えざるを得なくなるはずだ。加害者／被害者というのは、二者関係である。そして、ある被害者の正しさは、本来その加害者からの被害に対して主張されるべきものである。しかし、「被害者化」による100%の免責、あるいは無力な被害者としての自己認識の効果は、しばしば「その加害者からの被害に対して」という部分を超え、第三者との関係における自己の行為への免責に横滑りする危険があるのではないか。

信田が本書とあい前後して出版した、『母が重くてたまらない - 墓守娘の嘆き』を読めば、それはますますはっきりするだろう。DV を受けた、あるいは社会とその直接の代弁者である夫から抑圧されてきた妻=母が、家族の中でも

っとも弱い立場にあり、女性というジェンダーの経験を自分と共有する<sup>1</sup>娘の人生を支配することで、主体性を回復する様子が書かれている。母が娘を支配する権力は、母自身の被害者性が源泉となっている。

犠牲者・被害者とは、自分の権利を侵害された無垢なひとたちのことを指す。無垢＝イノセントであることで、母は犠牲者ゆえの正当性・正しさを獲得する。そして正当性が認められる度合いは、母が権利を剥奪される度合いに比例している。(信田 2008b:123)

信田も参照している田間泰子は、『母性愛の制度』の中で、自らの主体性を奪い尽くされた女性が、「母」として子どもを抑圧することで自らを主体化することを示した。と同時に、こうした行為が母を「犠牲者」とすることで免責されると指摘し、80年代に起きた子殺しの物語<sup>2</sup>の、父・母・子どもというアクターをひとしなみに不幸な構造の犠牲者とする「総犠牲者化」という現象が、すべての加害者の免責を意味していたことを批判する。(田間 2001) このように、自分の被害にのみこだわりのつづけることは、自分を唯一の正しい主体としつづけて、免責性をたてに自分よりも弱いものを抑圧することだとしたら、それは前述のDV夫たちの姿と、どこが違うのか。信田は、これを「被害者権力」と呼んだ。

このように責任がない、悪くない、正義である、正しいのは自分だ、だから主張は認められるべき、といった過程を経て、いつのまにかとほうもない権力をさえ帯びはじめるのだ。

それを「被害者権力」とわたしはよんでいる。わたしはこの権力を嫌悪している。ときにはそのことに悲しみすら覚える。被害者であることの権力性は、絶対的正義の衣をまとうており、そこに甘んじていることの安易さは、ときとしてさらなる弱者への支配に連なっていく。(信田 2004:140-141)

ここにきて、「加害者と被害者は紙一重」という信田のことばの意味は、初めて明らかになる。これまで経験的には知られていた虐待の連鎖という現象について、「被害者化」というプロセスそれ自体の中に、被害者を加害者へと変貌させうる危険がひそんでいるという指摘がされているのである。被害者の正しさや免責は、常に加害者との二者関係で語られてきたため、こうした指摘はされにくかった。しかし、信田が加害者／被害者の二者関係に、妻、あるいは子というさらに弱い第三者をつけくわえた時、「被害者化」の効果にはある限定をつけなければならぬことが浮かびあがる。

これまでの「被害者」概念が使用される場面においては、100%被害者の立場に立つことが奨励されてきたために、このような指摘はされてこなかった<sup>3</sup>。援助の現場においても、被害者援助にかかわっている者が加害者援助にもかかわるといふ信田のような存在はあまりおおくない。また日本では、DVと虐待を総合的にあつかう制度が整っていなかったことと、DVの加害者援助・教育が男性学・メンズリブの影響を受けた男性の担い手によって主導されてきた背景とがあり(草柳 2004, 中村 2003, 沼崎 2002)、加害者援助と被害者援助に共通性があることは、担い手の違いからもみえにくくなってきたといえる。

したがって、両者を並べた時に、「被害者化」の危険という共通性が見えたことの意義は大きい。信田は加害者カウンセリングにおいて「被害者化」は不可欠であるが、「被害者化」したままでおわらせるのではなく、それを「妻の立場に立つこと、妻の気持を推し測ること」に差し戻していく必要があるという。(p.162) 同様な限定は、被害者援助においても必要だ。被害者の正当性と免責はあくまで加害者との関係において主張されねばならず、加害者の責任もあくまで被害者との関係において問われなければならない。最終章で信田が「修復的司法」に言及するのは、やや唐突に思えるが、そのように考えれば納得できる。

「正義をめぐる闘争」におちいるのではなく、あくまで関係性の文脈の中に加害の責任を差し戻していくこと、それが「被害者化」を行なう際に必要なことだといえよう。

## 2-2 被害／加害者から当事者へ

DVの被害者が「私が正しい、夫が間違っている」と主張することは、通過点としては必要だ。彼女たちが自信を取り戻し、自己主張できる根拠をつくるために、それは欠かせない契機だ。しかし、最終的には、いかなる理由があろうと暴力を受けないという点、つまり非暴力に向けて、彼女たちの主張を集約していくことが必要だろう。正邪のパラダイムを超えるために、必要なもう一つの視点は「非暴力」である。(p.154)

被害者が、被害者ポジションにとどまり続け、その免責と正当性に限定をつけずにいれば、いつかより弱いものに対して加害者になってしまう。それは、多くの加害者がみずからの被害者

性をもち続けたまま加害者になっている本書の事例のなかで、経験的に証明された。信田は、「被害者」の免責と正当性の主張は通過点であり、「被害者」ポジションをへたあとに「適正な」自己責任が見えてくると指摘する。

ここで、信田は「正義の闘争」をさけるため、「非暴力」にその主張を集約することをめざすべきだという。しかし、本当に「非暴力」は「正義の闘争」をさけるのに十分なキーワードだろうかということのかんがえておかねばならない。「正義の闘争」が回避されなければならない理由は二つある。一つは、加害者とどちらが正しいかという不毛な争いを、同じ土俵で繰り返すことを避けるために、そしてもう一つは、被害者自身が加害者になることをふせぐためにだ。

一般的に、「非暴力」が主張されるときには、われわれは、武力・暴力ではなく「話し合い」で問題を解決することをイメージする。実際、信田もこの前の部分で、「カウンセリングにやってくる妻（被害者）にまず伝えることは、そこにいたるまでのプロセスと、暴力という行為は分断されるべきだということである。(中略) どんな理由だろうと、どれほど彼らが怒っているように、脅し、威嚇、暴力は否定されるべきなのだ」(p.153) と述べている。

しかし、DVにおいて、暴力は必ずしも明白な暴力の形態をとるわけではない。信田の加害者プログラムにあらわれる「身体的DVがまったくない」人々の例でもよく分かる。(p.148) また、『母が重くてたまらない』を並べて読めば、ここで被害者とされている妻たちが娘に対して加害者になる仕方は、決して虐待に限られるものではない。むしろ、「愛情」や、「娘のため」の献身、「無邪気なわがまま」といった(信田

2008b:93)より巧妙な形態をとることがわかっている。一見暴力にみえないこうした行為を、何が暴力にしているのか。こう考えると、ここで最終的に否定されるべきは暴力よりも、その背後にあるものではないのではないかという気がしてくる。

信田は、この「非暴力」について述べた部分の前で、「状況の定義権」を夫が独占していることが、夫の主張する正しさを正しいものとし、制裁としての暴力を容認していると書いている。(p.152)

事を自分のしたいようにできる仕方、世界や人を定義することは、権力を行使することにほかならない。われわれがある物事を特定の仕方、定義ないし表現するとき、われわれは権力をもたらず特定の「知」を作り出しているのだ。「狂気」の人びとと「正気」の人びとの視点から世界を解釈することは(それによってある特定の「知」を作り出し)、それらの集団間の権力の不平等をもたらず。フーコーにとって、知とは他者への権力、つまり他者を定義する権力なのである。(Barr1995=1997:99)

フーコーを根拠として信田が言う、この「状況の定義権」<sup>4</sup>を理解するためには、ヴィヴィアン・バーのこの議論が補助線となるだろう。バーは同時にサウィッキーを援用して、「抑圧と、権力行使の必要とは、むしろ権力の<欠如>の証拠と考えられるべきであって、抑圧とは、権力が限界に達したときに用いられるものだ」(Barr1995=1997:100)と述べる。バーの考え方によれば、暴力というのは、支配の極限の状況で行使されるものであり、直接的な暴力以外の

手段で妻を、子を支配できる人々は既にそうしているといえる。

とすれば、暴力と、そこにいたるまでのプロセスをわけることは、困難になる。暴力はもちろんそれ自体批判されるべきだが、暴力をふるわない支配が、暴力をもちいた支配よりもましだとは、いえないだろう。この場合、真に問題なのは支配のパワーゲームではないのか。

「正義の闘争」はなんのためにおこるのかと考えてみたい。自分の正しさを主張することは、夫にとっても母にとっても、より弱いものを支配するための権力の源泉となっていた。だとしたら、支配のパワーゲームをおりない限り、人は自らより弱いものを得た時に、それを自分がかつてされたように支配してしまうのではないだろうか。

では、その支配のパワーゲームをおりるとは、具体的にどのようなことなのか。信田は、被害者性の自覚の後に、「適正な自己責任」というものをおいている。

ACというアイデンティティを受け入れるまでに背負いすぎた責任の重さを思えば、まずは免責性の承認が必要なのだと思う。(中略)この転換点を経ることで、はじめて「適正な自己責任がみえてくるのだ。(p.87)

この適正な「自己責任」とは、何か。信田は、以前の著書で、被害者化の次のステップとして、「脱被害者」をあげていた。

被害者であることを深く認識し、その自己定義をかいくぐった末に、加害者としての自分を自覚し、そして加害者である男たちを超えること。このようにして彼女やアミティの仲

間たちは、脱被害者、サバイバーとして生きるのである。(信田 2004:142)

この「加害者としての自分を自覚」することは、本書では、「加害者としての当事者性」(p.47)、といいかえられている。とすれば、被害者としても、加害者としても「当事者性」を持つことが、被害者化の次のステップであるということになる。被害者と加害者を超える当事者性。それは一体どのような概念なのか、次の節でみてゆきたい。

### 3 複数の当事者性

#### 3-1 脱被害者化はいかにして可能か - 援助者の役割

それでは、脱被害者化はいかにして可能なのか。信田は明確にはしていないが、カウンセリングで信田が果たしている役割に注目すれば、その答えはおのずから明らかになる。

割り切れず今後どうするかを決められないカナコさんを目の前にして、当面の私の役割は、カナコさんの夫のことばや行為が「DV だと思います」と伝えることだと思った。(p.118-119)

DV 被害者の女性たちが逃げる際に、私が提案しているのが「置手紙法」だ。

「あなたの行為はDV だと思います。これ以上あなたのDV を受け続けることはできないので、しばらく家を離れます。もしあなたが私に会って話したいと思われるのであれば、次の機関で相談を受けてください。そこで行なわれているDV についての教育プログ

ラムを受講していただきたいと思います。それをすべて終了した段階で、担当者と話し合っていたいただければ、あなたと会い、話し合う可能性はあるでしょう」

この手紙を事前に書いて用意しておき、いざという時にテーブルの上に置いて逃げるのだ。機関名には、原宿カウンセリングセンターの名前を書いてもらう。私もメンバーの一人である RRP 研究会が主催するDV 加害者教育プログラムが、そこで実施されているからだ。(p.131-132)

前者はDV 被害者女性のカウンセリングにおいて、後者はDV 加害者のカウンセリングを始めるために、信田がアドバイスしていることだ。ここで信田がしているのは、DV という言葉を用いた現状の定義である。

家庭内での抑圧者は弱者を自分の思うように定義することで支配していた。直接的な暴力をともしなわれない夫の主張が、傍目には献身的な母の愛情が、耐え難いものとなるのは、それを別様に解釈し、再定義する可能性を妻が、娘が奪われているからだ。この「状況の定義権」の独占こそが支配であり、抑圧であるのなら、抵抗するには状況を定義しなおせばいい。

そして、信田のカウンセリング、信田の援助とは、この再定義を助けることに他ならない。

わたしはわたしのところに来た人の話を聞いて、それをことばで返す。それがわたしの仕事だと思うし、その人の体験をわたしなりにとともにいかくぐらしないと、名前がつかないということもあります。カウンセリングとは、その体験の意味をともに探し、名前をつけていく協働作業(コラボレーション)のような

気がしています。(信田 2004:108)

この作業を被害者や加害者がひとりで行なうことは難しい。多くの場合、被害者も加害者も、自らの現状を別様に定義するオルタナティブな言説資源の欠乏状態に置かれている。

頭の中にこびりついてしまった「私のせいで夫が……」という加害者意識から、彼女たちがすぐに離脱することは難しい。それと十分に対抗できる新たな知識や別の考え方を、グループ・カウンセリングで何度も何度も繰り返して説明する必要がある。それは内面化されてしまった夫の言葉を解体することだ。

世間の常識もいわゆる美しい家族像も、すべてが親に与している。だから、親が変わるだろうという期待など捨てたほうがいい。(p.89)

家族という密室、あるいは加害者／被害者の二者関係の中だけでは、既存の関係に対して別の定義づけを行なうことは難しい。「世間の常識もいわゆる美しい家族像も」すべてに肯定されている親、そして、夫婦愛という言葉や、夫婦は五分五分だという一般常識によって腕力の圧倒的差と経済力の格差をないもののように感じている夫たち (p.106-107) を、より弱い立場の子や妻が変えることは不可能だろう。そこで、「第三者」の介入が必要になる。

そして、被害者／加害者の「当事者性」だけを扱うのではなく、こうした第三者の行為を「当事者性」をもった行為としたところが、信田の新しさであり、本書を社会的に読むことの理由でもある。しかし、この点について信田の本

ではエッセイという形式もあり、体系的には述べられていない。そこで以下、本節では、信田における「当事者性」を再構成し、これまでの社会科学の分野における「当事者性」概念の文脈においていかなる新しさを有しているのか見ていくこととする。

### 3-2 援助という当事者性

それまで主として法学ベースの、問題の直接の関係者という意味だった「当事者」概念に、「なる」当事者という定義を持ち込んだのが、信田も当事者性を考える際に参考にしたという上野千鶴子が、中西庄司とともに執筆した『当事者主権』である。

誰でもはじめから「当事者である」わけではない。この世の中では、現在の社会のしくみに合わないために「問題をかかえた」人々が、「当事者になる」。社会のしくみやルールが変われば、いま問題であることも問題でなくなる可能性があるから、問題は「ある」のではなく、「つくられる」。そう考えると、「問題をかかえた」人々とは、「問題をかかえさせられた」人々である、と言いかえてもよい。(中西・上野 2003:9)

中西と上野は、この本で「私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実を作りだそうとする構想力を持ったときに、はじめて人は当事者になる」と、行為遂行的に形成される「当事者」の概念を提示した。中西と上野にとっては、障がい者である、女性であるというだけでは、「当事者」であるとはいえないのだ。

そして、「当事者」をなのる意味は、その経

験や問題、ニーズが専門家や援助者などの他者によっては代弁されえないものだとするところにある。

当事者が当事者についていちばんよく知っている、という当事者主権の立場であり、また私が何者かは私が決める、他のだれにも決めさせない、とする強烈な自己定義権の主張だった。(中西・上野 2003:187-188)

この「当事者こそが、当事者についてもっとも専門家なのだ」(中西・上野 2003:200)という主張を、ここでは「当事者の代弁不可能性」とよんでおこう。それは、女性や障がい者といった、社会的弱者がこれまで専門家や援助者によって、自らの発言権を奪われてきたことへの批判である。しかし、「当事者主権」では同時に、包括的な差別禁止へむけて「全世界の当事者よ、連帯せよ」とよびかけ、当事者同士の連帯の可能性を示した。

「当事者が当事者についていちばんよく知っている」、とする特殊・個別的な知を基に、いかにして連帯が可能なのか。『当事者主権』では、その両立について、運動体の経験を記しているが、これを理論的にどう両立させるのかということに関しては、もう少し説明が必要なもののように思う。というのも、当事者経験の固有性を理由とした代弁不可能性を強く主張することは、当事者の正統性をめぐる争いと、その結果としての「非当事者」の排除にいつでもつながりかねない側面を有しているからだ。

実際に、この当事者の代弁不可能性の主張をうけて、今まで当事者の運動とされるものにかかわっていた援助者をはじめとする「である」当事者ではない人々のなかに、運動から、ある

意味で排除されるのではないかという危惧が見られるようになっている。

さまざまな場面で「当事者性」が立ち上がってくる時、確かにその多くの場合で、当の問題は究極的には身代わりのない個人的で実存的なものであることは事実であろう。しかし、けっして身代わりになることはできないという「当事者」との決定的な断絶の事実をもどかしく感じながら、それでも「当事者」の傍にずっと付き添い続けてともに生きようと決意する人がいるとすれば、「あなたは当事者ではない」と宣告されることは、ときにあまりにも非情であり、またそれは傍に居続ける彼／彼女が最も理解していた事実の宣告ではないだろうか。傍で生きる彼／彼女は本当に「当事者ではない」と言い切れるだろうか。「当事者」という言葉がこのような「内側」と「外側」の画限をもたらずだけだとすれば、それは悲しい概念である。(阪本 2007:154)

当事者の経験がもっとも身近な援助者たち、医師などの専門家たちによっても抑圧されてきたという主張は受けとめた上で、次のような疑問がわく。「なる」当事者と、「である」当事者はどのような関係にあるのだろうか。「である」当事者だというだけでは当事者の十分条件ではないというのはいい。「である」当事者でなければ、当事者に「なる」ことはできないのだろうか？そして当事者でなければ、連帯はできないのだろうか？

信田が提示する「当事者性」も、定義と密接に結びついた概念だ。しかし、最初に定義する主体は「である」当事者とは限らない。本書では「キーワードは当事者性である」として、「当

「当事者性」の中身についてはあらためて解説されてはいない。それでも、信田の当事者性の解釈を本文から拾っていくことは、上記の疑問に答える手がかりがあると思われる。

そもそも、信田がカウンセリングの現場において直面してきた最大の問題は、「である」当事者が当事者性を構築しない、あるいはできないでいることだ。

家族の中の暴力は不思議なことに、

(1) 殴っている人は加害者として自己認知していない

(2) 殴られている人は被害者として自己認知していない

といったことがしばしばおこる。

つまり、「DVの当事者と自覚している人はどこにもいない」という奇妙なことがおきているのだ。

虐待でも実は同様なことがおきている。(中略) まして2歳で殺された子どもに、被虐待児としての当事者性は自覚されてはいない。(信田 2002:72)

信田は以前の虐待・DVの援助者向けに書かれた著書でこのように述べ、家族の暴力において最大の課題は、当事者としての意識を形成することではないかと述べている。本書においてもこの問題意識は継承され、信田は虐待において最も危険な親は、加害者としての当事者性をもたない親だと言う。(p.47-50)

前項で述べたように、信田の実践にとって、第三者の当事者性を持った関わりは、被害者化・加害者化という「当事者性」につながる変化を引起す上で不可欠のものである。そして、その実践においては、この第三者が「である」当

事者より先に当事者に「なる」という逆転があらうる。

信田は、学校の教師が生徒の受けた虐待を通報し、その両親は虐待についての加害者意識を持っていなかったというニュースについてこう述べる。

今述べた虐待の場合、誰が当事者性を持っていたのだろうか。言い換えれば、誰がその事態を虐待だと判断し、定義したのだろうか。ラジオの報道を聞いた限りでは、少女の小学校の担任教師である。(p.45-46)

虐待を通報した教師が虐待の当事者(直接の被害加害関係になくとも)になる。信田は本書で、「当事者性」の中身については議論していない。しかし、「今述べた虐待の場合、誰が当事者性を持っていたのだろうか。言い換えれば、誰がその事態を虐待だと判断し、定義したのだろうか」という部分を読めば、信田にとって当事者性とは、虐待を虐待だと「判断し、定義」することだということになる。だとすれば、これは前節で述べた「状況の定義権」にかかわる概念だ。

そして定義することは、第三者の虐待通報義務を明文化した虐待防止法のような制度のもとでは、「通報」や「援助」という行為に結びつかざるを得ない。

虐待を受ける子どもへの援助は、それを発見したたった一人の当事者から出発し、児童相談所や周辺のひとたち(同僚や近隣住民)を巻き込みながら当事者が増えていく。当事者性を持たない一組の親子を巡って「虐待防止のネットワーク」はこのように形成される。

(p.46)

したがって、被害者・加害者がその被害・加害の自覚を持たないときでも、虐待やDVの当事者は存在しうる。「である」当事者ではない、この周辺の当事者たちは、虐待を定義し、それに対処するという行為によって、自らの当事者性をたちあげていくのだといえよう。そして、何よりも、周辺の人々がこのような当事者性をもたないことは、後述するような、傍観者としての加害性につながりかねない。なぜなら、DVや虐待は、前節で述べた「状況の定義権」が加害者の手に独占されている状況で起きるからだ<sup>5</sup>。圧倒的な権力を手にしているのは、「状況の定義権」を一手に握っているからだ。ならばこれを分散すればいい。「キーワードは当事者」という信田の主張は、このように解釈できる。

被害者も加害者も、自らの状況を定義するオルタナティブな言説資源に乏しいことがおおい。ことに、被害者にとっては、前節で述べた「被害者」概念をはじめとする言説資源の役割を考えれば、こうした周辺の援助者が、自ら定義し、その定義に従って行為するという意味で当事者になるということは、不可欠なことでもある。

以上のように、信田の「当事者性」をめぐる記述を再構成した上で、当事者になるということは「状況の定義権」を取りもどす、あるいは手にすることだと定義できよう。まきこまれていた、あるいは自分と無関係だと思っていた問題を自らの問題として再定義するとき、人は当事者になる。このように考えるとき、「である」当事者と「なる」当事者の結びつきは解体されるだろう。そして、「虐待防止のネットワーク」という発想を見れば、当事者は多いほどいいと

言えるのではないか。再び「状況の定義権」を一人の当事者が独占することのないように。

そして、さらにここで注目すべきは、2003年の法改正で虐待防止法に通報義務が明記されたことが、目撃者としての教師に虐待を定義し、通報させる後押しをしたという信田の記述である。(p.46)ここで述べてきたような第三者の「当事者性」は、倫理や信念の問題としてのみあるものではない。制度的に構築しうるものとして考えていくことが重要なのである<sup>6</sup>。

### 3-3 問題の複数性

しかし、このように書けば、周囲から先に当事者性を立ちあげていくというのは、パターナリスティックな専門家による介入と何が違うのか、あるいは、問題と人を切り離すというのは経験の領有にはしなないかという疑問がわいてくるかもしれない。

そもそも中西・上野の「当事者主権」は、自分のことを自分で語る、自己定義を他人にさせないという当たり前のことが、援助者や家族という最も身近な者たちによっても奪われてきた社会的弱者の状況にたいする批判であったのだから、上記のような第三者の「当事者性」を立ちあげることが、再びそれを犯すことになっては意味がない。本書の事例を見る限り、信田の実践の中では、このバランスが非常にうまくとられているように思う。

カナコさんは揺れている。ここで夫との生活をあきらめたら自分ももっと駄目な人間になるのではないか、夫にもやさしいところはあるのだからやり直さなければという気持ちと、こんな生活にはとても耐えられないという気持ちの間で。私は彼女に伝えた。「その

迷いは当然のことですね、そしてとても大切なことだと思いますよ」と。割り切れず今後どうするかを決められないカナコさんを目の前にして、当面の私の役割は、カナコさんの夫のことばや行為が「DVだと思います」と伝えることだと思った。(p.118-119)

信田は、「DVだ」という自らの定義を行なうと同時に、「その迷いは当然のことですね、そしてとても大切なことだと思いますよ」と、被害者であるカナコさんの「迷い」を肯定している。カナコさんが、この時点でDVをDVと認識しているかどうかは分からないが、信田は自分の定義を絶対視しない。また、援助者がDVや虐待を定義することで起こしうる行動は、何が何でも「被害者に必要なことは加害者から逃げることだ」という方針を押し通すことではない。

もちろん、夫による妻の、母による娘の、性虐待を行なう父による娘の、自己との一体視を批判する信田の立場からは、カウンセラー、援助者が同様な一体視をおこなうことは当然否定されなければならない。この、平易なことばで言えば「立場の違いの尊重」とでも言われてしまいそうなことを、「当事者性」という概念の中にどう組みこんでいけばいいのだろうか。言い換えれば、当事者の複数性、当事者性を介した連携を実現し、かつ「である」当事者に話を差し戻さずに、当事者の「代弁不可能性」を確保するためにはどうすればいいのだろうか。

管見のかぎり、信田は当事者性とはっきり関連づけてはいないが、暴力の問題は常にひとつながりの「問題群」としてあらわれるということを指摘している<sup>7</sup>。連鎖しているのは暴力だけではない。ある問題が孤立した一つの問題で

あることはなく、虐待の問題の廻りには、通報・援助・DV と他のさまざまな問題が絡み合って存在している。当事者が複数であれば、その「当事者性」をたちあげるきっかけとなる問題も、また複数なのだ。

### 1 誰の問題かを明確にする

これを第一の課題にしなければならないのは、母親は子どもの問題＝自分の問題と考えているからだ。子どもの問題であって、母である自分の問題ではない。文字で記すと当たり前のことに見えるが、彼女たちの日常生活ではその区別は非常に困難だ。(信田 2008b:140)

信田は、娘を支配し、コントロールしてしまう母たちへのグループ・カウンセリングでは、「子どもの問題＝自分の問題と考えている」母親たちにたいし「誰の問題かを明確にする」ことを求めることが大切だと言う。そして、たとえば「あなたのその行動は摂食障害だと思います。私にできることは限られています。だから専門機関に治療に通ってほしい」(p.144) というように、問題を伝えることを母親の課題とすることで、「私」にできることの範囲、「私」の問題の範囲を明確にさせている。

と、すれば信田は、「当事者性」を立ち上げる過程の中で、このからみあい、つながった問題群のなかでのそれぞれの当事者の立ち位置を、実践的に確認することをもとめているのではないか。ある問題を「DV」、「虐待」と定義すれば「当事者性」がたちあがり、「自分の問題」として定義した問題と、そこにつらなる「問題群」、そしてそれぞれの問題の当事者がみえてくる。このようにして、問題の複数性を担保し、

他者の問題を自分の問題と同一視しないということが、「状況の定義権」が誰かに独占されることを防ぎ、問題の再定義の可能性を常に保持しておくこととともに、当事者の連携と代弁不可能性をともに確保する条件だといえるのではないだろうか。

#### 4 傍観者 - 当事者性を持たないという加害

このように当事者性というものを見ていくと、当事者性をもたずにいること、問題の定義をさけることは、そのまま加害者への道につながっているということが見えてくる。もっとも危険な加害者の類型として、信田は「当事者性を持たない」タイプ (p.47-50) をあげている。つまり、加害性を自覚したときには、すでに「これは虐待ではない」という自らの状況の定義に疑問をさしはさみ、「脱加害者」の一步を踏みだしているということになる。

そして、それはDV・虐待の夫／母のみの問題ではない。DVをする夫は、虐待をする母は、何故「状況の定義権」を一手に握ることができているのだろうか。それは、彼／女ら以外にだれも状況を定義しようとしないうか、周囲や世の中の定義が彼／女らの定義と一致しているからである。被害者が一人でこの定義をひっくりかえすことはきわめてむずかしい。

したがって、「中立」、自ら問題の自己定義をしない、わたしとは関係のない問題だ、という選択をすれば、加害者が「状況の定義権」を独占した状態を放置するという意味で、その人は傍観者という名の加害者になってしまうのである。

傍観者を加害者と位置づけることは、虐待に

おいても同様である。児童相談所への通報が義務化されたのは、通報しないことは虐待を看過したことを意味すると考えられるようになったからだ。同様に父親が傍観者であることは、母の子どもへの虐待に加担していることを意味する。(中略) 子どもに命が左右される虐待においては傍観者＝加害者という見方が納得されるだろうが、その他の問題においてはいまだに父親＝傍観者＝部外者という見方が許されている。(p.63)

したがって、本書では父親がまずこの傍観者の筆頭として批判されることになるのだが、批判されるべきは父親だけにとどまらない。信田は、第一、二節で述べたように、被害者化や脱被害者化には、第三者としての援助者の当事者性を持ったかかわりが必要であり、当事者性をもたない加害者／被害者をめぐって、当事者性を持った第三者 - 目撃した教師、保護施設、援助者などのネットワークを形成することで、家庭の暴力はふせげるとしている。だとしたら、信田は、第三者が当事者性を持たず、家庭の暴力を暴力と定義せず、それに当事者性を持った関わりをしないことは、傍観という名の加害であると、もっとはっきり示してもよかったのではないだろうか。

たとえば、信田の本書、そして『母が重くてたまらない - 墓守娘の嘆き』を、同じ時期に出版され、同書とともに「母娘関係に光をあてた」とされる、斉藤環の『母は娘の人生を支配する - なぜ「母殺し」は難しいのか』と比較すると、この点はより鮮明になる。斉藤は、母娘関係におきる支配を信田同様にあつかい、第三者の介入の有効性を認めながらも、傍観者である父親を加害者として名指すことができずにいる。

父親の復権こそが問題解決の鍵を握っているのでしょうか。

理屈のうえでは確かにそうなります。その意味で、本書はまず何よりも父親に読んでもらいたい本でもあるのです。私自身がそうであったように、母娘関係の問題に気づいている男性はほとんどいないに等しいのが現状です。当事者の一人である彼らが気づき、それを理解することは、母娘関係を適切なものにするうえで、必ず役に立つでしょう。

しかし臨床家としての私は、これが理想論であることも知っています。残念ながら世の父親の大半は、家族問題からの退避場所として、仕事と多忙さをフルに活用しています。(中略) 父の参加をうながすことの著しい困難をふまえたうえでなら、この解決の方向には私も賛成です。(斉藤 2008:202-204)

信田が父を「主役」と名指し、「過剰に暴力的な負の存在か、それとも無自覚なままの不在か。両極端でしか存在しえない父親たち。これらが背景にあることを見つめなければ、母と娘の関係性は理解不能だろう。なぜなら母親だけを批判して、母の加害者性だけを単独に取り扱うことになってしまうからだ」と、その加害者性にとりくもうとするのに対し(信田 2008b:153)、斉藤においては、父親の傍観は「臨床家」の取り組むべき問題ではない。そもそも、「父親の復権」というのがどのようなことをさしているのか分からないが(単純な父親の家庭回帰を述べているのか、「父性の復権」のようなことをいいたいのか)、信田が、娘の問題について率先してカウンセリングにやってくる父親について、次のように述べているのを見れば、父

親が母娘関係に単純に参入することを歓迎するわけにもいかない。むしろ、彼らは問題の元凶なのだから。

彼らに共通しているのは、妻(娘の母)に対する軽蔑と不信感である。妻が甘やかしたから娘はこうなった、だから妻に任せておいてはどうしようもない。やっぱり子どものことは父である自分が采配をふるべきだ、と。そこまであからさまに言わないまでも、ことばの端々に「愚かな妻」「子育ても満足にできない妻」への不満がにじみ出ている。自分の考えた方法を実行するに当たって協力してくれるのがカウンセラーだ、といった支配的態度もそこに見え隠れする。彼らの家父長的態度の背後に、長年の妻へのDVがひそんでいることはよくあることだ。(信田 2008b:156)

同時に、斉藤はカウンセリングも病気の症状を呈しているとき以外は勧めないとする。斉藤の「第三者」には父親、友人、教師といった、調達の難しい人的資源しかあがらず、カウンセラー、もしくは援助者の役割は考えられていない。その結果、母と娘の関係に関しても結論は、「自立」や「女の幸せ」といった意味と手を切った「無意味なコミュニケーション」(斉藤 2008:212)という本人間の自助努力に任され、解決のための具体的な指針はたてられなくなってしまっている。こうした信田と斉藤の違いを生み出していると思われるのが、援助者(斉藤の場合は「臨床家」)の「当事者性」に関するスタンスの違いである。

これまで大勢の女性論者が挑んできたこの

主題について、男性である私にどれだけのものを付け加えることができるのか。その答えはおのずと明らかであるように思われるからです。つまり、そんなことは無理ではないか、と。(齊藤 2008:197)

本書のテーマである母娘関係について、私は二重の意味で門外漢でした。まず第一にこの領域についての臨床経験はあるものの、それほど深い問題意識は持っていなかったということがあります。第二に、そもそも私は男性なので、この問題について共感的・実感的な理解がほとんどできません。(齊藤 2008:217)

齊藤は、「そもそも男性」であるということと理由に、共感的実感的理解や、解決の道筋を示すことは難しいといってしまう。この論法をとるならば、「そもそも男性」であることを糸口に、父親たちの態度へ介入することもできるのではないかと思うが、こうした距離の置き方は、父親の傍観を仕方のないこととしてさらに「傍観」することにつながっているようにおもえてしまう。

本論はあくまで『加害者は変わるか?』の書評であるので、これ以上深くこの二冊の比較には立ち入らない。だが、信田において援助者の当事者性を持ったかわりが問題解決の糸口となっている状況と、齊藤のこのようなスタンスが問題を母娘の二者関係に投げ返してしまう結果を比較すると、第三者の「当事者性」を欠けば、家族の支配と暴力の関係が解決不可能になるのではないかという疑いがでてくる。この点について、信田は第三者の当事者性を持ったネットワークが家庭の暴力を防ぐことができ

るというにとどめ、第三者が当事者性をもたないとき、援助が失敗するのかどうかには触れていない。しかし、ここは父親の傍観を加害とすることのみならず、家庭の暴力に関して目撃者・援助者といった第三者が当事者性を持たないことも加害だと、もっとはっきり言い切ってよかったのではないだろうか。本書のターゲットが「加害・被害の対立にかかわっている人」(p.14)、すなわち援助者たちでもあるのであれば、この指摘は不可欠なことのようと思われる<sup>8</sup>。

## 5 関係性の中の責任の問い直しがめざすもの

以上を見てくれば、信田における「当事者性」とは、目撃者や援助者が、家庭の暴力を暴力と定義する「当事者性」を持たないことが傍観という加害になるという点で、また、暴力との定義を下すことは通報や保護などの行動へ結びつかざるを得ないという点で、ある種の責任と結びつきうる事が分かる。

こうした責任を果たすことを制度的に後押しした上で、しかし、やはり直接に暴力に関与した者たちの加害責任は問われなければならない。信田が本書を「責任の取り方」でしめくくっているのも、おそらくこうした思いからであろうと思われる。が、本書をここまで読んできた読者の目には、この最終章・「責任の取り方」がいささか唐突で消化不良を感じさせるものであるように思える<sup>9</sup>。それは、本章が短いということ以上に、前章までの被害者とむきあってきた経験から来る信田の態度と、この章のなかで述べられていることの接続が、十分に説明されていないことから来るものだ。

「責任の取り方」では、まず、残虐行為の生存者は「どうしてまた?」、「どうしてこの私

に？」という問いに苦しめられるというジュディス・ハーマンの知見が紹介され、これにこたえるのが「修復的司法」であるという信田の見解が述べられる。

失ったものは取り返しがつかないが、少なくとも被害の意味と、わずかながらの合理性が回復することで、被害者の世界は再構築の手がかりを得ることができるだろう。そんな責任を加害者は負っている。それが「説明責任」（アカウンタビリティ）なのではないかと私は考える。(p.193)

「加害者は加害記憶を喪失する」(p.88)という経験則をもって、加害者へのこの質問しようとする AC 被害者をとめてきたと、同じ本のなかで述べる信田が、なぜここで「説明責任」を加害者に期待できると考えるのか。

この飛躍をうめるためには、やはり第3節で述べた、制度的に構築しうる「当事者性」を持ち出さなければならない。加害者の教育は、専門家による適切なプログラムによれば可能であると信田は自らの実践をしめしている。本書に登場する、加害の当事者性をもち、みずからが子を虐待する可能性におびえる親の事例などを見れば、加害者は加害記憶を常に喪失するわけではない<sup>10</sup>。であれば、虐待防止法の制定が通報における当事者性の構築をうながしたように、「説明責任」という加害者の当事者性を構築する制度（具体的には、加害者プログラムの受講の義務づけなど）さえ整備されれば、加害者は変わりうる。この認識を前提すれば、刑罰の厳罰化のような方法によってではなく、暴力で支配し、されるという関係性を変化させることによって、彼らの責任は問われるべきだとい

う主張は理解できる。そして、これは、絶対的被害者も、絶対的加害者も存在せず、被害の免責も加害の責任も関係性の中で問われなければならないとする（第1節参照）ここまでの議論と矛盾するものではない。

だがこのように信田の主張をくみとり、被害者性の構築、加害者性の構築をともに後押しする制度が必要だということに同意したその上で、それが「家族」の再生につながるとする信田の最後の結論には一定の疑問をさしはさまざるを得ない。現実的に、家族関係を継続せざるを得ないケースがあることと、DV や虐待のうちに、家族を「再生させる」ことが望ましい、目指されるべきことなのかどうかは、わけて考えなければならないのではないかと。そして、私は、信田がここまで示してきたような、有形無形の暴力や、「愛情」で支配し、支配される関係が、家族という関係性、ことに、公的領域と完全に分離された私的領域として構築されてきた近代家族に、本来的に組み込まれていたものではないかという疑問を禁じえない。家族を前提としてきた従来の刑法が、DV や虐待を犯罪と認知するのをさまたげてきたことや、夫の圧倒的な経済的優位と性別分業を前提とした家族構造が支配と暴力をうみだしてきたことなど、信田の挙げる数々の事例は、家族こそが支配と暴力を必要としてきたことの状況証拠のように見えてしまうのだ。

本書は、夫・妻／母・子、そして援助者という個々のアクターの当事者性、またアクター間の関係性について、事例に基づいたすぐれた知見を示している。しかし、そこから一步ひいてみたときに、家族という集団自体が、その維持のために DV や虐待に象徴される支配と暴力の関係を必要としてきたのではないかと問い直す

ことは、本書に残された課題だといえるだろう。加害性を自覚した加害者と、被害性を構築した上で、「被害者権力」をも回避した被害者が、それでも一緒に住むか、あるいはなんらかの関係を保ち続けていくとき、その関係性を、再び「家族」として再構築する必要性はどこにあるのだろう。

本書で挙げる事例はいずれも暗く救いが無いように思えるかもしれない。しかしそれが疑いようもない日本の家族の姿なのだ。防止法がなければ子どもや女性の命が奪われてしまう現実を知らないことには、それを防ぐことすらできない。いたずらに美しい家族、温かい家族を称揚することの意味がどこにあるのだろう。しかし私は家族を否定しているわけではない。いや、むしろ家族をどのようにして支えるかということに腐心しているのだ。なぜなら、カウンセリングは、家族の中で最も弱い存在である子ども、そして女性が安心して暮らせるための、具体的で現実に役立つための実践なのだから。(p.72)

という信田の姿勢が、便宜的で現実的な、とりあえずの被害者援助としての家族の利用であり、最終的には現在の家族制度への疑問につながるものなのか、それとも、家族をよりよい形で再構築し、家族の延命をはかるものなのか。むろん、カウンセリングにおける実践と現場での援助の方向性を示した本書においては、この問いは射程外にあるものなのかもしれない。しかし、今後、最終的にどのような被害者／加害者の援助制度が構築されるべきなのか議論をする上で、この問いについてはもっと考える必要があるようにおもう。

本書では、家庭内の暴力にあいかわらず立ち入らない刑法や被害者の保護制度の不備、また、被害者が加害者を含む家族を離れては暮らしていけないような経済的、社会的な状況など、様々な政策課題が指摘されている。であれば、家族をはなれても被虐待者やDVの被害者が暮らせるような制度を理想とし、そのうえで選択肢を増やすために家族の修復を視野に入れるということが、制度の改正の中で目指されるべき方向だというのははっきりさせておかなければならないのではないかと。信田の言う「美しい家族、温かい家族」があいかわらず称揚されている現状の中で、家族を支えるということを前面に押し出すことは、とりあえずの家族の利用には終わらず、再び家族制度を強化することにつながりかねないだろう。

## 6 「当事者性」をめぐる更なる議論の発展へ向けて

以上、信田のエッセイを、被害者・加害者概念をめぐる限界の指摘と、その乗り越えのための「当事者」概念とする視点から読んできた。信田は家族の暴力の「不分明であいまいな関係、愛憎絡まりあう混沌とした関係」(p.13)を強調し、この被害者・加害者の関係が特殊なものであるかのように述べている。したがって本論でも、ここまでは家族の暴力についてのという限定をつけてきたが、実は、こうした考え方はより広く、暴力一般に敷衍可能なものだとはいえる。

たとえば、市民社会の外部として家庭内と対置される国家間の犯罪に対しても同じことが観察される。日本と韓国のナショナリズムに対し、鋭い批判を行った朴裕河は、『復讐』の志

向」を批判し、被害者には暴力の連鎖を断ち切る責任があるという<sup>11</sup>。

日本人は根っからの悪人で、彼らが原子爆弾の洗礼を受けたのは過ちに対する懲らしめであり、当然のことだったという考えには、暴力には暴力で応じるという「復讐」の志向が土台にある。しかし暴力と怨恨は、どちらか一方が断たない限り終わりはしない。そして暴力の環を断ちうる主体は、被害者の側である。その意味では、日本はアメリカを許すべきであろうし、韓国は日本を許すべきである、怒りは、決して謝罪を導くことはない。(朴 2006:220)

これは、一見被害者にとって酷な注文のようにも聞こえるだろう。しかし、朴の「反日」が韓国のナショナリズムへ回収されてゆくことへの批判、そして自分の受けた被害とその正当性をふりかざす加害者に対して、自分の被害性をさらに主張してもむなしという視点は、信田と共通したものだ。そして、戦争時における加害においても、加害を可能にしている構造に加担しているのが傍観者であり、彼らと直接の加害者の間にはそれこそ「紙一重」ほどの違いしかないことは、ホロコーストを扱った映画『SHOAH』<sup>12</sup>などが如実に示してきた。

本書のような発見が出てくる背後には、80年代に端を発する、第二派フェミニズム／ウーマン・リブのなかでの女性の「加害者性」の発見という大きな流れがある。70年代のウーマン・リブにおいては、田中美津の「生きたい女が、子どもを殺させられちゃった」(田中 1972 → 2001:179) という表現にみられるように、女性の被害性・加害性をともに問題化する

る試みがおこなわれた。女性の主体性の発見は、その加害性の発見にも他ならなかったものであり、この見方は80年代における女性史のなかでの加納実紀代などによる「加害者」としての女性の発見(加納 1987)や、従来よきものと考えられていた母性が加害性をもつという発見(田間 2001)に、公領域／私領域の様々な水準でひきつがれていった。ただし、そこでは加害・傍観／被害という線引きがされ、被害者であるがゆえに加害者になるという本書のような事例は、きちんと分析されてきたとは言いがたい。

その中で、「当事者」性という観点から、加害性・被害性、そして傍観という加害までを同じ平面で考える切り口を提供した本書は、加害者だけでなく、被害者への取り組みにも再考を迫っている。

また本書では、「当事者性」というものが、倫理や自覚にゆだねるのみならず、法律などの制度によって構築しうるものであることが示された。今後の「当事者性」を考えていく上で、こうした第三者の、定義する「当事者性」を認めたことは大きい。

たとえば、三里塚闘争の中でのレイプ事件を批判的に分析したかねこさちは、女性にとって、Aさんの糾弾、多くの女性メンバーの告発は「わたしの問題」だったのにたいし、他方、男性にとってそれは、「彼の問題」であり、「なぜ自分のあり方が男一般が問われなければならないのか、それが理解できなかったし納得できなかったのだと思う。そして理解しようと努力することもしなかった」(かねこ 1998) と加害者一人を糾弾して事を収めようとした男性たちを、批判する。

こうした批判は性犯罪やセクハラにおいてし

ばしばみられることだが、「自分のあり方」や「男一般」が加害者と共有している「状況の定義」を問い返すことは、「努力」、あるいは良心の範囲に収められてしまう。しかし、性犯罪を性犯罪として定義し、行動する「当事者性」の欠如が加害であること、また、加害者と状況の定義を共有し、その定義を正さないことも傍観という加害であるという信田の知見を踏まえれば、金子に批判された男性たちの責任はおのずとあきらかになるだろうし、こうした責任を問う制度を構築することは可能であるといえる<sup>13</sup>。

以上、『加害者は変われるか?』から、「当事者」概念を「である」当事者と切り離してもちいる可能性と、その効果について論じてきた。「当事者」概念は、今後多くの社会的弱者の状況を分析する上で大きな役割を果たしうる。本稿を踏み台に、さらに議論を発展させてゆくこととしたい。

追記：

尚、本稿は、東京大学ジェンダーコロキウム(2008年5月27日開催)の書評セッションで発表させていただいたものを大幅に加筆修正したものであり、同席上では信田氏ご本人、研究会の主催者・上野千鶴子教授を初め、多くの方から貴重なご意見を賜った。また、お二人の査読者の方には、筆者のつたない論文に温かく、有益な示唆をいただいたものである。筆者の未熟さから、お二人には多大なる労力とご迷惑をおかけしたことに、お礼とお詫びを申し上げて筆をおくものとした。

注

<sup>1</sup> 信田は、仕事よりも結婚や出産に社会的重きがお

かれる女性の人生について、母親は、こうした「女の経験」における「先達」としての優越性をたてに娘を劣位におき、無自覚に支配すると述べている。該当箇所は以下の通り。

一つ目は、娘は母と同性であることだ。娘の結婚は母との関係を阻害するどころか、女の人生の先達である母の地位を高めることになる。二つ目は、息子が父と対抗して母を庇護する時の視線が俯角なのに対して、娘のそれは仰角であることだ。強い男が弱い母を守るという構図と、弱い母を苦しめないように、さらなる弱者として母の期待どおり母を支えて生きる娘との違いである。母たちは見上げておもねる息子と、見下ろし支配する娘とを巧妙に使い分けている。息子に対しては、かけがえのなさを強調して庇護欲求を刺激するが、娘に対しては、罪悪感を適度に刺激することで「母を支え続けなければならない」という義務感を植えつける。娘はこうして母の支配下に組み込まれ、だからこそ母の存在が重くのしかかるのだ。三つ目の違いは、母がどこまで自覚的であるかだ。息子の利用については、弱者であるからこそ、母は自覚的である。庇護やケアを引き出さなければならないからだ。しかし娘に対しては、彼女たちは自覚的だとは思えない。自分と同じ性であり、息子のように結婚によって妻というライバルが現れるわけでもない。また娘が経済力をつけることで、力関係が逆転する可能性も少ない。人生の先輩である母に、永遠に娘はおいつくことはできない。こうして母は娘と距離をとる必要など感じることもなく、強者として支配する側に位置し続けるのだ。(信田 2008b:48)

<sup>2</sup> 田間のいう子殺しの物語とは、望まない妊娠における嬰兒殺、虐待死、親による子の殺人未遂、親子の無理心中などの個別具体的な事件が、新聞

紙上において「親が子どもを殺した」という点において同一カテゴリーに統合されたものである。1970年代以降の「コインロッカー・ベイビーズ」などに象徴される子捨て、子殺し、そして中絶の新聞言説分析をおこなった田間は、80年代にいたましい子の「犠牲」を、社会的に辛い立場におかれた父・母がやむを得ず行なった悲劇として語る語り方が確立されたと述べ、これを「総犠牲者化」と呼んでいる。(田間 2000)

<sup>3</sup> また、信田は言及していないが、こうした被害者の限定のない正当性や、無限の免責は、免責できないとされる「理由」が見つかった被害者を、純粋な「被害者」ではないとして排除することにもなりえる。旧日本軍「慰安婦」被害者について、その無垢さと無力さが強調されすぎた結果、「売春」として金銭を受け取った被害者などが、声をあげにくくなったとして「モデル被害者」の弊害が指摘された例(上野 1998)などがこれにあたるだろう。

<sup>4</sup> 但し、この「状況の定義権」について、筆者の管見の限りではフーコーの原著に該当する部分を見つけることはできなかった。信田はこの概念のフーコーにおける出典を、別書で、「権力とは、一つの制度でもなく、一つの構造でもない、ある種の人々が持っているある種の力でもない、それは特定の社会において錯綜した戦略的状况に与えられる名称なのである」という、『知への意志』のなかの一節を示している。(信田 2004:121)が、ここをもって、信田の言うような「状況の定義権」といえるかどうかは、疑問に思う。ここで示されているのは、権力は偏在するという、フーコーの別の主張であるように読めるからである。「状況の定義権」は本書のみならず、信田が家庭の暴力に言及する際の大きな論拠となっているので、出典を示しての詳細な検討が必要だと思われる。

<sup>5</sup> いじめの研究などにおいても、傍観者の存在が教室で3割をこえることでいじめの発生率がぐっとあがることや、また傍観している生徒たちは被害者生徒に与する状況の認識を行ない(被害者は「嘘つき」、「生意気」、「汚い」など)、それを態度でしめしていることが示されている。いじめの加害者はこうした状況の中で、行動に移る。(正高 1998) このように、傍観者は様々な形で既に「状況の定義」に参加している。

<sup>6</sup> この点について、類似の事例をあげておきたい。近年、森岡正博・沼崎一郎といった男性学の論者から、なぜ男性は妊娠・出産・中絶といった生殖の問題を自らとの関わりにおいて考えないのかという問題提起がなされている。その際に、必ず理由とされるのが、生殖における男性の身体感覚のなさである。

男性は、性交を「子作り」とは見なさないことが多い。そして、胎胚から出産あるいは中絶まで、妊娠の過程は女性の体内でのみ進行し、男性の身体とは直接的な関係はない。そのため、生殖はもっぱら女性の問題として認識されてきた。(沼崎 2000:15 - 16)

このような認識のもと沼崎は、勃起と射精を生殖ではなく性の問題としてとらえる社会的言説を批判し、「精子の製造元として、また精子の提供者として」本来あったはずの身体的・生理的なつながりを「孕ませる性」としてとりもどそうとした。この主張は、「<孕ませる性>の自己責任」として、男性の避妊責任を厳しく追及する主張へと結びついている(沼崎 1997)。沼崎のこの主張は、「倫理的」に、「身体」というものを根拠に男性に避妊の切実さを持たせようとした試みだ。

これに対し、宮地尚子は、では、その「<孕ませ

る>性」の責任をどう実体化させるのかという問いをたて、「女性が負う負担に気づいていないだけであれば、女性と話し合い、想像力を養うことで、男性の行動は変革されるかもしれない。けれど、気づいた上でその格差を利用する男性をどうすれば変革できるのか」と、倫理的に責任をたちあげた沼崎を批判した。宮地は、沼崎が身体感覚のなさによる想像力の欠如としているもののほとんどは、妊娠に際して男性へほとんど社会制度の負担がないことによる想像力の欠如であるという。例えば避妊をしないという「合意」なきセックスや、避妊をしないという「合意」なきセックスの結果の望まない妊娠が、性犯罪として認定されるようになったならば、男性にとって身体感覚がないから避妊が切実ではないという主張などできないはずだ。実際に、婚外で女性を妊娠させた男性に、親族や社会からの厳しい制裁がある社会では、避妊は男性にとって切実な問題となっている。(宮地 1998)

ここで問われているのは、避妊を、自分にはかわりのない問題とするか、切実で自分自身にかかわる問題と定義するかという、男性の「当事者性」だ。宮地の議論によれば、現在おそらく男性から最も遠い問題だと思われる(望まぬ)妊娠ですら、社会的な制度によって男性の「当事者性」を構築することは可能だということになる。

もちろん、罰則規定をもたぬ虐待防止法が、援助者や目撃者の「当事者性」構築には不十分な装置ではないかという批判はありえる。しかし、「当事者性」が少なくとも理論的には、社会制度によって構築可能だということ自体は、宮地の議論を見ても不思議ではないだろう。

<sup>7</sup> 信田は、一人の子どもが虐待死にいたるまでにつみかさねられた家庭内での複数の暴力について次のように述べている。「マサルの家族ではいった

い何種類の暴力がふるわれていたのだろう。祖父から祖母へのDV、父から母へのDV、そして祖父と祖母から孫へのことばの虐待……。これらは一本のひものようにつながっており、別々に分割してとらえることはできない。しかし一般的には、DV、虐待、老人虐待、家庭内暴力(子から親への暴力)などそれぞれ別の名で呼ばれ、所轄する官庁も異なっているが現実である」(p.69)ここで、複数の暴力の問題が、しかし一つながりに存在し、総体的にとりくまなければならないものなのだとした上で、信田は「家族において一種の暴力だけがふるわれていることはまずありえないといっている。一つの暴力が浮上したら、援助者は背後にある他の暴力にまで目を凝らす必要があるのだ」(p.71)と、いう。

<sup>8</sup> この「当事者性」を要求される範囲と責任については、改正後の虐待防止法(児童虐待の防止等に関する法律)で二段階が想定されている。まず、「児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」としてより強い責任を要求される、「学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者」(第5条)である。そしてこうした職にある者以外の、一般市民に対しても、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見」した場合、「速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」(第6条)と義務づけられているのである。本書評論文における「援助者」という言葉は、カウンセリングや支援団体の職員までを想定して用いているが、仮に「目撃者」となってしまった場合は、こうした職に

ない人々に対しても、定義する「当事者性」が問われると考えるべきだろう。

<sup>9</sup> 実際、本書をテーマにした書評セッション（2008年5月27日東京大学ジェンダーコロキウム）では、この点について質問が出ていた。

<sup>10</sup> 旧日本軍の元軍人に、戦時中の加害体験についてインタビューをした野田正彰は、彼らの加害者としての自覚が、戦後の中国における中国人との関りなどをとおして事後的に再構成されていったことを述べている。日常の行為に埋もれていた加害の記憶もまた、その意識形成にともなって思い出されたという。それと比較して、多数派と目される罪の意識をもたない元軍人たちに関しては、戦後、彼らの責任や加害体験が問われる環境がなかったことと、そのことで軍隊、また軍隊以前の教育の中で形成された、被害者への共感を禁じ、個人としてふるまうことを禁じ、「感じることを抑圧する精神構造が、変化するきっかけがなかったことが、加害者意識のなさの原因となっていた。（野田 1998）この加害者意識、罪の意識は、信田のいう加害者としての「当事者性」と言い換えることができる。加害者は加害の記憶が問われ、加害の責任が問われる状況におかれぬ場合に、加害記憶を喪失するのではないか。信田は「自明な行為に対し人は無自覚である。だから殴る彼らは、いくら妻の顔がはれあがってもそれを暴力とは名づけまい」と述べている。（信田 2004:120）被害の記憶も「抑圧された記憶」、「遅延回想」として知られるように（Herman 1981=2000:276-278）、そ

れが語られる状況になってはじめて想起され、それ以前は失われていることがあるということが確認されている。被害の記憶も、加害の記憶も、「当事者性」同様、それを想起させる制度、環境、言説資源がなければ、名づけられることなく喪失されるのだということができよう。

<sup>11</sup> 朴の批判は、一部で誤解されているようではあるが、決して「加害者」日本を免責するものではない。むしろ、加害者の側には暴力の環を断ち切る可能性がないと述べている点において、最も厳しい日本（＝加害者）批判として受けとめなければならぬだろう。

<sup>12</sup> かつて、クロード・ランズマンは映画『SHOAH』において、「第二のホロコースト」を撮影することで、激しく「傍観者」を糾弾した。犠牲者少なくとも15万人以上といわれるヘウムノ（クルトホーフ）絶滅収容所の、たった2人の生き残りのうちの1人、シモン・スレブニクを前にし、「傍観者」として絶滅作戦遂行を黙認していたポーランド農民たちが、楽しみにすら見える様子で当時を語るというシーンである。場面はキリスト教の教会の前であり、スレブニクは終始無言で微笑んでいる。これほどはっきりと傍観者＝加害者の図式をみせてくれるものは他にない。

<sup>13</sup> 実際、強姦被害においては、「セカンドレイプ」という言葉で強姦被害者に対する周囲・マスコミ・警察や司法の対応と責任が問題化されてきた。その結果、強姦被害における裁判形式など、未だ不十分ながら多くの面で改善が見られている。

## 文献

Burr, Vivien, 1995, An introduction to social constructionism, Routledge (=1997 田中一彦訳『社会的構築主義への招待 - 言説分析とは何か』川島書店)

Herman, Judith Lewis 1981 "Father-Daughter Incest" Harvard University Press (=2000 斉藤学訳『父・娘 近親姦』

誠信書房)

加納実紀代 1987 『私たちの「銃後」』 筑摩書房

かねこさち 1998 「現代における性と暴力の問題：新左翼組織と女性差別」 近藤 和子 『近代を読みかえる2  
性幻想を語る』 三一書房

草柳和之 2004 『ドメスティック・バイオレンス—男性加害者の暴力克服の試み』 岩波書店

正高信男 1998 『いじめを許す心理』 岩波書店

宮地尚子 1998 「孕ませる性の責任はどう実体化しうるか？」 『インパクション』 インパクト出版会 (108)

向谷地生良 2005 『『当事者研究』とは何か』 浦河べてるの家 『べてるの家の「当事者研究」』 医学書院

中西正司・上野千鶴子 2004 『当事者主権』 岩波書店

中村正夫 2003 『男たちの脱暴力—DV 克服プログラムの現場から』 朝日新聞社

信田さよ子 2002 『DV と虐待 - 「家族の暴力」に援助者ができること』 医学書院

———— 2004 『虐待という迷宮』 春秋社

———— 2008a 『加害者は変わるか？ - DV と虐待をみつめながら』 筑摩書房

———— 2008b 『母が重くてたまらない - 墓守娘の嘆き』 春秋社

野田正彰 1998 『戦争と罪責』 岩波書店

沼崎一郎 1997 「<孕ませる性>の自己責任 - 中絶・避妊から問う男の性倫理」 『インパクション』 インパクト  
出版会 (105)

———— 2002 『なぜ男は暴力を選ぶのか—ドメスティック・バイオレンス理解の初歩』 かもがわ出版

朴裕河 2006 『和解のために - 教科書・慰安婦・靖国・独島』 平凡社

斉藤環 2008 『母は娘の人生を支配する - なぜ「母殺し」は難しいのか』 日本放送出版協会

阪本英二 2007 「同じ<場所>にいること - 「当事者」の場所論的解釈」 宮内洋・今尾真弓編著 『あなたは当  
事者ではない— <当事者>をめぐる質的心理学研究』 北大路書房

田中美津 1972 → 2001 『いのちの女たちへ - とり乱しウーマン・リブ論』 現代書館

田間泰子 2001 『母性愛という制度 - 子捨て・子殺し・中絶のポリティクス』 勁草書房

上野千鶴子 1996 「複合差別論」 井上俊也編 『岩波講座現代社会学 15 差別と強制の社会学』 岩波書店

———— 1998 『ナショナリズムとジェンダー』 岩波書店

———— 2005 『生きのびるための思想 - ジェンダー平等の罨』 青土社

(あつた けいこ、早稲田大学大学院、retian@fuji.waseda.jp)

(査読者 井口高志、野田潤)